

保証業務実務指針 3702「情報セキュリティ等に関する受託業務の Trust に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
保証業務実務指針 3702 情報セキュリティ等に関する受託業務のTrustに係る内部統制の保証報告書に関する実務指針 2021年 4 月 14 日 改正 2021年 12月 28 日 改正 2022年 10月 13 日 改正 2023年 3 月 16 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針：第 17 号) 《Ⅰ 本実務指針の適用範囲》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) 以 上 ・ 本実務指針（2023 年 3 月 16 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」（2023 年 1 月 12 日改正） － 品質管理基準報告書第 2 号「監査業務に係る審査」（2023 年 1 月 12 日改正） ・ 本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」（ 年 月 日改正） 《付録 1》（A45 項参照）	保証業務実務指針 3702 情報セキュリティ等に関する受託業務のTrustに係る内部統制の保証報告書に関する実務指針 2021年 4 月 14 日 改正 2021年 12月 28 日 改正 2022年 10月 13 日 最終改正 2023年 3 月 16 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針：第 17 号) 《Ⅰ 本実務指針の適用範囲》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) 以 上 ・ 本実務指針（2023 年 3 月 16 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」（2023 年 1 月 12 日改正） － 品質管理基準報告書第 2 号「監査業務に係る審査」（2023 年 1 月 12 日改正） 《付録 1》（A45 項参照）

改正案	現 行
(省 略)	(省 略)
《受託会社確認書の記載例》	《受託会社確認書の記載例》
(省 略)	(省 略)
《付録２》(A45 項参照)	《付録２》(A45 項参照)
《受託会社監査人の保証報告書の文例》	《受託会社監査人の保証報告書の文例》
(省 略)	(省 略)
《付録３》(A48 項参照)	《付録３》(A48 項参照)
《除外事項付意見を表明する場合の受託会社監査人の保証報告書の文例》	《除外事項付意見を表明する場合の受託会社監査人の保証報告書の文例》
(省 略)	(省 略)
《付録４》	《付録４》
《経営者確認書の記載例》	《経営者確認書の記載例》
(省 略)	(省 略)
《記載例１：受託会社によるタイプ２の経営者確認書》	《記載例１：受託会社によるタイプ２の経営者確認書》
(省 略)	(省 略)
6．委託会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 (1) 経営者による不正又は不正の疑い (2) 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い (3) 上記以外の者による委託会社に影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い 7．従業員、元従業員、委託会社、規制当局又はその他の者から入手した委託会社に影響を及ぼす不正の疑い（不正の申立てを含む。）がある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。	6．委託会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 (1) 経営者による不正又は不正の疑い (2) 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い (3) 上記以外の者による委託会社に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い 7．従業員、元従業員、委託会社、規制当局又はその他の者から入手した委託会社に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。
(省 略)	(省 略)
《記載例２：受託会社によるタイプ１の経営者確認書》	《記載例２：受託会社によるタイプ１の経営者確認書》
(省 略)	(省 略)
6．委託会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 (1) 経営者による不正又は不正の疑い (2) 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い (3) 上記以外の者による委託会社に影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い 7．従業員、元従業員、委託会社、規制当局又はその他の者から入手した委託会社に影響を及ぼす不正の疑い（不正の申立てを含む。）がある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。	6．委託会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 (1) 経営者による不正又は不正の疑い (2) 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い (3) 上記以外の者による委託会社に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い 7．従業員、元従業員、委託会社、規制当局又はその他の者から入手した委託会社に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。
(省 略)	(省 略)

改正案	現 行
(省 略)	(省 略)
以 上	以 上